

一 商号又は名称 株式会社ビルドシステム

二 代表者の氏名 高坂 昌治

三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字深沢五の四六一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二三)第一〇〇三三六号

五 取消年月日 平成二十八年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤建設

二 代表者の氏名 佐藤 正一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮館字房崎四一の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二四)第二〇〇三七〇号

五 取消年月日 平成二十八年二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社脇川建設工業所

二 代表者の氏名 脇川 一生

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二三)第一六九五号

五 取消年月日 平成二十八年二月九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理
事

福
田
信
雄

三
戸
郡
田
子
町
大
字
原
字
飯
豊
九
五

平
成
二
七
・
三
・
二
五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭